

特集

# 所得税 住民税

# の申告 2/16~3/16は 申告・相談受付期間です

土・日曜日を除く

## あなたは所得税や住民税の申告をする必要があるでしょうか？

スタート

平成21年1月1日現在、大網白里町に住所がありましたか

はい

同居の家族の扶養になつていましたか

はい

申告の必要はありません

サラリーマンやパートの方ですか

はい

別居の親族の扶養になつていましたか

はい

確定申告または住民税の申告が必要です

住民税の申告が必要ですが※生活状況を記入

はい

2ヵ所以上から給与をもらっていますか

住民税の申告が必要ですが

はい

確定申告または住民税の申告が必要ですが

勤務先から給与支払報告書が役場に提出されていますか(会社に確認してください)

はい

確定申告が必要です

申告の必要はありません

住民税の申告は住所地でお願いします

住民税の申告が必要ですが※親族の住所・氏名を記入

別居の親族の扶養になつていましたか

住民税の申告が必要ですが

2ヵ所以上から給与をもらっていますか

確定申告または住民税の申告が必要ですが

確定申告が必要です

### 所得税の申告が必要な方

- 平成20年分の各種所得金額の合計が、配偶者控除、扶養控除、基礎控除、そのほかの所得控除の合計額を超える次のような方
- 事業をしている方(商工業、農業、不動産業等の事業から生ずる収入のある方)
- 土地や建物などを売った方

- 土地・建物などの賃貸料や権利金等の収入のある方
- 給与収入で次のような方
- 給与の収入金額が2,000万円を超える方
- 給与以外の所得が20万円を超える方

### 還付申告をする方

給与所得者のうち、年末調整により納税が完了して、次に該当する方は、確定申告をすると税金の還付が受けられます。

年末調整ですでに控除されている場合は除きます

マイホームを10年以上のローンで取得した場合(住宅借入金等特別控除)

### 白色申告の方も 収支内訳書の添付を

白色申告をする方の中で、事業(営業・農業)所得および不動産所得のある方は、平成20年分の確定申告書を提出するときに、その年の総収入金額や必要経費の内容を記載した「収支内訳書」を添付しなければなりません。

申告する際は、事前に「収支内訳書」を作成のうえ、申告会場へお越してください。

「収支内訳書」が作成されていない場合は、収入や必要経費の把握が不可能なことから、申告の受け付けはできません。

国税務課住民税班  
☎703321

## 申告に必要なもの



### 印鑑

給与・年金所得者は源泉徴収票あるいは収入金額を証明するもの

農業所得のある方は、作成済みの収支内訳書

事業(営業・農業)所得および不動産所得のある方は、作成済みの収支内訳書

医療費控除を受ける方は、医療費などの領収書、保険金などで補てんされた場合はその金額の分かるもの

国民健康保険、国民年金、介護保険、任意継続社会保険の支払いのある方は、領収書

社会保険料のうち「国民年金等」は、社会保険事務所や各年金基金発行の控除証明書

の添付書類が必要となります

生命保険料、地震保険料などがある方は、保険料支払証明書

寄附金控除のある方は、証明書

平成20年中に10年以上のローンでマイホームを取得し、住宅借入金等特別控除を受ける方は、購入者本人の住民票、登記事項証明書、売買契約書または請負契約書(写し)、金融機関の年末残高等証明書、計算明細書(税務署・町税務課にあります)

障害者控除を受ける場合は、障害者手帳など金融機関の口座番号の分かるもの

▶申告期限が間近になると大変混雑しますので提出はお早めに

